

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第26号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年静岡県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>第50条第2項（法第62条第1項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準、法第51条に規定する営業施設の基準、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準</u>その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（管理運営の基準）</u></p> <p>第2条 <u>法第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、別表第1に規定する基準又は別表第2に規定する基準のいずれかを満たしていることとする。</u></p> <p><u>2 知事は、土地の状況、営業の形態その他特別の理由により前項の必要な基準により難いと認める場合は、公衆衛生上支障のない限り、その基準をしんしゃくすることができる。</u></p> <p>(営業施設の基準)</p> <p>第3条 法第51条に規定する公衆衛生上の見地から必要な営業施設の基準（以下「営業施設基準」という。）は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第51条に規定する営業施設の基準、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 削除</p> <p>(営業施設の基準)</p> <p>第3条 法第51条に規定する公衆衛生上の見地から必要な営業施設の基準（以下「営業施設基準」という。）は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年6月1日）から施行する。
- 2 改正法第1条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準については、改正後の第2条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して1年間は、なお従前の例による。